

宇部市産業振興計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代に向けた強い産業と魅力的な雇用の場の創出を目指して、産学公金の共創により実行する、宇部市産業振興計画(以下「産業振興計画」という。)の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、宇部市産業振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員及び組織)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる組織等から推薦を受け市長が任命する。

- (1) 商工業、観光業等に関する団体の代表者
- (2) 金融機関の代表者
- (3) 有識者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第4条 委員会は、効果的かつ実効性のある検証を行うため、必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、専門的事項に係る調査検討を行い、委員会へ報告する。

3 部会は部会長が指名する者をもって組織し、部会長は委員会の委員の中から選定する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、宇部市産業経済部商工振興課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。